

(仮称) 秋田洋上風力発電事業  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和元年 10 月

日本風力開発株式会社

## 目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間 .....	4
(2) 意見書の提出方法 .....	4
(3) 意見書の提出状況 .....	4
第 2 章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 .....	5

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

#### (1) 公告の日

令和元年9月2日（月）

#### (2) 公告の方法

##### ①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和元年9月2日（月） 秋田魁新報
- ・令和元年9月2日（月） 北羽新報

※令和元年9月11日（水）、12日（木）、13日（金）、14日（土）及び25日（水）に開催する説明会についての公告を含む

##### ②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報はっぼう 令和元年9月号（No.162）（別紙2-1参照）
- ・広報のしろ（お知らせ版） 令和元年8月25日発行（第308号）（別紙2-2参照）
- ・広報みたね 令和元年9月（No.162）（別紙2-3参照）
- ・広報おが 令和元年9月号（No.198）（別紙2-4参照）
- ・広報おおがた 令和元年9月（No.570）（別紙2-5参照）

##### ③インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・日本風力開発株式会社 ウェブサイト（別紙3-1参照）  
<http://www.jwd.co.jp/akita/>

また、以下のウェブサイト「情報」が掲載された。

- ・秋田県のウェブサイト（別紙3-2参照）  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/40268>

### (3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 6 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

#### ①関係自治体庁舎での縦覧

- ・八峰町役場（企画財政課）  
（住所：秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田 118）
- ・能代市役所 本庁舎（行政情報コーナー）  
（住所：秋田県能代市上町 1-3）
- ・三種町役場（本庁舎一階）  
（住所：秋田県山本郡三種町鶉川字岩谷子 8）
- ・男鹿市役所 本庁舎（企画政策課）  
（住所：秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1）
- ・男鹿市役所 若美支所  
（住所：秋田県男鹿市角間崎字家ノ下 452）
- ・大潟村役場（環境エネルギー室）  
（住所：秋田県南秋田郡大潟村字中央 1-1）

#### ②インターネットの利用による縦覧

- ・日本風力開発株式会社 ウェブサイト  
<http://www.jwd.co.jp/akita/>

### (4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和元年 9 月 2 日（金）から 10 月 2 日（水）まで  
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

### (5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函及び意見書の郵送）は 16 名であった。

- （内訳）八峰町役場：2 名
- 能代市役所：5 名
- 男鹿市役所：3 名
- 大潟村役場：2 名
- 意見書の郵送：4 名

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

1. 開催日時：令和元年9月11日（水） 14:00～  
開催場所：若美農業者トレーニングセンター（秋田県男鹿市野石字大場沢下 1-48）  
来場者数：3名
2. 開催日時：令和元年9月11日（水） 18:00～  
開催場所：若美コミュニティーセンター（秋田県男鹿市角間崎字家ノ下 54）  
来場者数：3名
3. 開催日時：令和元年9月12日（木） 18:00～  
開催場所：八竜農村環境改善センター（秋田県山本郡三種町鵜川字西本田 2）  
来場者数：10名
4. 開催日時：令和元年9月13日（金） 18:00～  
開催場所：能代山本広域交流センター（秋田県能代市字海詠坂 3-2）  
来場者数：18名
5. 開催日時：令和元年9月14日（土） 10:00～  
開催場所：ファガス（秋田県山本郡八峰町八森字中浜 196-1）  
来場者数：18名
6. 開催日時：令和元年9月14日（土） 15:00～  
開催場所：峰栄館（秋田県山本郡八峰町峰浜田中字野田沢 20-1）  
来場者数：7名
7. 開催日時：令和元年9月25日（水） 18:30～  
開催場所：大瀧村公民館（秋田県南秋田郡大瀧村中央 1-21）  
来場者数：3名

### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

#### (1) 意見書の提出期間

令和元年9月2日（金）から10月16日（水）  
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

#### (2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙4参照）
- ②事業者への書面の郵送

#### (3) 意見書の提出状況

13名の方から合計で58件の意見が提出された。

## 第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

第2-1表 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解  
(意見書1)

No.	意見	事業者の見解
1	1) 県立自然公園の中に設置となれば景観上から反対である。	対象事業実施区域は景観への配慮から、県立自然公園から5kmの離隔をとっております。今後の詳細設計においては、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、可能な限り景観の影響を回避又は低減できる配置を検討いたします。
2	2) 海が汚されるまでとは言えぬかもしれないが振動 etc による魚類に与える影響などが明確にされていない。	振動が魚類に与える影響については、現状ではほとんど知見がありませんが、「着床式洋上風力発電の環境影響評価手法に関する基礎資料（最終版）」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、2018年3月）によれば洋上風力発電実証研究（銚子沖及び北九州市沖）の工事前、工事中、工事後の魚類の個体数にほとんど変化が無いとの報告があります。
3	3) 低周波による人体の健康の害に対する裏付けがない。	低周波音については、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、可能な限り影響を回避又は低減できる配置を検討いたします。
4	4) (2)に関して今でも鰯が取れなくなっているのに尚更漁がダメになるのではないか。	ハタハタについては、今後の現地調査の結果をふまえて、漁業者の皆様と漁業協会の協議に取り組みたいと考えております。
5	5) 自治会にとって何のメリットもない。	貢献策については、今後地域の皆様ともご相談させていただきながら、検討いたします。事業の説明会等の機会を通して、地域の皆様のご意見を賜り、事業についてのご理解を得ながら進めていきたいと考えております。

(意見書2)

No.	意見	事業者の見解
6	八峰町峰浜に松波苑ならびに老人施設が何カ所かある。騒音1になっているが、砂地であるとともに海岸線から1.8kmはあまりにも近すぎる。峰浜地区は海岸線に地上風力も乱立状況自然生態形にも影響が心配されることから、2年間の工事騒音と、海岸線に近すぎる。10km以上離すべきである。超大型100基近く、大型200基近くは、茂浦に住む住民には毎日男鹿半島を見て気象状況を調べるのが楽しみである。まことに景観が悪い。八森の魚ハタハタが食べれなくなるのが一番の心配。藻場の範囲を広げ、15日以上をどのくらいまでなのか表示すべきである。超大型、乱立に反対です。 【原文ママ】	稼働中及び建設中の騒音、景観については、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、可能な限り影響を回避又は低減できる配置を検討いたします。 ハタハタについては接岸時期・産卵時期等生活史に基づいた調査等、ハタハタに特化した調査を行なう予定としております。 事業の説明会等の機会を通して、地域の皆様のご意見を賜り、事業についてのご理解を得ながら進めていきたいと考えております。

(意見書 3)

No.	意見	事業者の見解
7	1.沿岸から近く、景観上問題がある。私たち、そこで生活している市民にとって「海が」海が失われます。	地域の皆様が海を大切にしていられることは認識しております。今後の詳細設計においては、可能な限り景観の影響を回避又は低減できる配置を検討いたします。
8	2.既設の風車との複合的影響、超低周波、騒音被害等が説明されていない。	今後の現地調査においては、既設の風力発電機から発生している音も含めて測定することになります。既設の風力発電機の音も含めた現況音をベースとし、そこに本事業により発生する音を合成することで、複合的な影響を予測することが可能と考えております。
9	3.20年後の解体撤去が担保されていない。	再エネ海域利用法による占用許可は建設・撤去工事期間を含め30年となっております。占用期間の終了に合わせて原則撤去する予定です。他方で、最終的な判断については、今後の占用の更新可否や設備の状態などを踏まえて決定したいと考えております。 なお、撤去費用の確保は海域占用に係る公募書類への記載事項の一つとなっております。適切な措置を講じる予定です。
10	4.漁業への影響、不明である。	魚類への影響について、有識者へのヒアリングも踏まえて適切に調査を実施いたします。
11	5.生態系への悪影響は明らかである。	「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、平成29年)によれば、海域の生態系については種の多様性や種々の環境要素が複雑に関与し、未解明な部分も多いとされていますが、今後、魚類や底生生物など、海域の動植物の現地調査を実施し、産卵場所などへの影響を予測、評価いたします。

(意見書 4)

No.	意見	事業者の見解
12	八峰～男鹿沖まで巨大風車が172基も林立させる計画にあきれる。陸も海も風車で埋めつくされる光景は見たくない。 きれいな海は次世代まで残すべき。その上低周波音で健康被害も怖い。そして魚場に与える影響もはかり知れない。利潤追求のためゼネコン、大商社が秋田の海を破壊する事は許せない。外国産風車はいつ倒産するかかわからず、海に残骸だけが残る。企業倫理は、ゴメンだ。撤退を希望する。	景観、騒音及び低周波音については、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、可能な限り影響を回避又は低減できる配置を検討いたします。 魚類への影響について、有識者へのヒアリングも踏まえて適切に調査を実施いたします。 風車メーカーが倒産するような事態となっても、弊社のメンテナンス会社が適切に維持管理し、建設・撤去工事期間を含む占用期間30年間において事業を継続する予定です。 事業の説明会等の機会を通して、地域の皆様のご意見を賜り、事業についてのご理解を得ながら進めていきたいと考えております。



## (意見書 5)

No.	意見	事業者の見解
13	動物部門しか読まなかったが、同じようなことが長く書かれていて、もっと短かく整理できないかと思いました。方法書に述べられていることを、しっかり調べて報告してほしいです。	貴重なご意見ありがとうございます。適切に現地調査を実施いたします。

## (意見書 6)

No.	意見	事業者の見解
14	1)再生可能エネルギーであるとしても、今回の事業は、巨大すぎる羽根、172 基という途方もない数が日本海秋田の沿岸を埋めつくすことに大きな不安を覚えます。工事騒音や保全工事の騒音と共に、海洋生物への影響は必ず出ると心配です。	水中騒音についても調査を実施し、建設機械の稼働による水棲哺乳類や魚類への影響も予測、評価いたします。
15	2)風力発電機による超低周波音についての確たる知見が見えない。人体への影響を一番心配している。特に低周波音について、発電が稼働してからでないと、本当のところは判らないのではないかと。それでは遅いのであって、(人体に影響が出てからでは) 海岸線から 20～50km 離して設置することを望みます。	「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会、平成 28 年)において、「現地調査や国内外の研究事例を踏まえ、20Hz 以下の超低周波音は感覚閾値を下回ること、風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見が確認できない」という知見が紹介されています。 今後の詳細設計においては、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、可能な限り低周波音(超低周波音を含む。)の影響を回避又は低減できる配置を検討いたします。
16	・私は海岸から約 1km くらい離れた松林の中に住んでいます。港湾での作業船の音、台船の作業の騒音が心配です。作業時間を朝 8 時～午後 5 時までとし、夜間はやめていただきたい。	騒音の影響が考えられる打設工を含む基礎施工については、日中の工事を予定しております。
17	・巨大風力発電で心配されている超低周波について人体への影響を受けるのではないかと心配です。欧州先進地のように、海岸から 20km～50km 離して下さい(水平線のあたりまで) 低周波の検討がほとんどないのは問題です。	上述のとおり、超低周波音については国内外の研究事例により、感覚閾値を下回るという知見が紹介されております。 調査、予測及び評価の結果を踏まえ、慎重に風車配置を検討いたします。
18	・能代には小友沼という、冬期の水鳥(白鳥・ガン等)の飛来地があります。ラムサール条約に指定させたいと運動している団体があります。貴重な自然環境について、守るという立場で検討して下さい。	専門家から、ガン・カモ・ハクチョウで外洋を利用する種はキンクロハジロのみで、他種は陸域を通過し、海域へはほとんど出ないとの意見を頂いています。今回の事業は洋上風力発電であり、海上と内陸の行き来を把握することが重要と考えることから、八郎潟及び小友沼の滞在状況等や群れの動きに合わせて、現地調査を行い、鳥類の移動に対する影響を予測、評価いたします。

## (意見書 7)

No.	意見	事業者の見解
19	・低周波音と騒音について 0.5Hz～20Hz までの予測データが無い。A 特性～G 特性及び 1/3、1/12 オクターブ解析が無い。以上、風車が見える範囲及び近辺の家々での予測値と影響評価が無い。	準備書において、1～20Hz も含めた 1/3 オクターブバンド音圧レベルの予測を実施いたします。また、対象事業区域及びその周囲の予測結果はコンター図でお示しいたします。
20	・海中送電線、変電所、及び陸上送電経路の記載が無い為、電磁波による影響を考える様にされた方が良い。電磁波による影響評価が無い。よってこの方法書は公告	海底ケーブルや変電所、陸上の送電経路に関しては、今後の詳細設計の中で検討し、以降の図書において記載いたします。

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	出来る方法書では無い。これは予測評価書では無い。	<p>「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)第21条第1項第5号に定める「風力発電所 別表第5」において、影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目を参考としておりますが、電磁波は別表第5に含まれておりません。</p> <p>また、国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)が国際的なガイドラインとして50・60Hzでいずれも200<math>\mu</math>Tと設定しています。送電線においては十分下回る値であり、影響はないものと考えております。</p> <p>以上より、環境影響評価の項目として選定しないこととしております。</p>
21	・この方法書は却下すべきもの、認められない。	<p>事業の説明会等の機会を通して、地域の皆様のご意見を賜り、事業についてのご理解を得ながら進めていきたいと考えております。</p>

(意見書8)

No.	意見	事業者の見解
22	宮沢海岸は県内に残された最後の海水浴場であり、良質の砂浜である。 事業計画範囲を三種町の境界、釜谷浜より南へ設定せず、この海岸、風景を残してほしい。	<p>宮沢海水浴場は景観の調査地点として選定しております。</p> <p>今後の詳細設計においては、可能な限り景観の影響を回避又は低減できる配置を検討いたします。</p>

(意見書9)

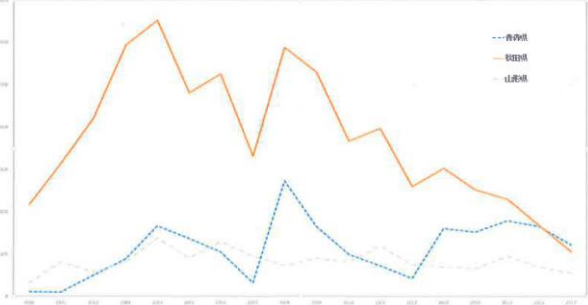
No.	意見	事業者の見解
23	海底ケーブル敷設については少々の記載があるが、送電線の全体図や変電設備、送電線設置については触れられていない。陸地に設置されるだろうから、それらの影響も調査対照ではないか。	<p>海底ケーブルや変電設備に関しては、今後の詳細設計の中で検討し、準備書において記載いたします。</p> <p>なお、環境影響評価法では発電に係る設備を対象としており、変電設備及び送電設備に関しては環境影響評価の対象ではございません。今後、設計の熟度が高まった段階で、影響が生じると考えられる場合には調査を実施いたします。</p>

(意見書10)

No.	意見	事業者の見解
24	(1)漁業に対する影響について ご案内かと思いますが、“秋田音頭”の出だしに“秋田名物、八森ハタハタ・男鹿で男鹿ブリコ(ハタハタの卵)”と有りますように、ハタハタは町にとって大切な魚です。農水省のデータからハタハタの漁獲量のデータを取り出し、男鹿・八森周辺の過去の漁獲量を比較したのが下図です。ハタハタは冬季に産卵の為にホンダワラなどの藻類の生えている海域に回遊してきます。当然の事ながら、漁獲量は自然環境の変化である海水温や海流の蛇行等の影響を受けます。図をご覧くださいお分りの様に、漁獲	<p>陸上の風力発電機から発する音は水面に当たると反射することが知られています。海中の騒音・振動は方法書に記載しております水中騒音調査で、現況(すなわち、陸上の風力発電の稼働時、停止時)を確認することから、陸上の風力発電による音の変化も把握できるものと考えます。またハタハタを含めた海生動物の現地調査も実施することから、調査結果を踏まえて、音の影響について予測、評価いたします。</p>

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	<p>量の変化の形状はいずれも似通っており、自然環境の影響は各地域でも同様に受けている様に思われます。ただ、6年ほど前から男鹿・八森の漁獲量が激減しており、年々減少し続けております。逆に、深浦・鯨ヶ沢の漁獲量が増えており、従来では見られなかった特徴です。丁度その時期から男鹿半島以南の海岸に風力発電の風車が立ち始め、近年では男鹿から能代にかけての海岸に風車が林立稼働し始め、年々増加し続けているのと符合しております。また昨年は接岸したのは殆どが1・2歳魚でした。このような事はかつて無かったことであります。</p> <p>&lt;ハタハタ漁獲&gt;</p>  <p>このことからハタハタの漁獲量の推移は、風車からの振動や騒音の影響によるものと考えるのが普通の様になります。また、1・2歳魚は帰巢本能が支配的なので生まれた所に帰って来るものの、魚も学習しますので3・4歳魚は振動・騒音の影響で近づかなくなったものと理解できます。</p> <p>海岸線に林立する風車からの振動・騒音もしくは航空警告燈の照明がハタハタの回遊に影響していると考えざるを得ません。とすれば、巨大風車を海中に林立するこの計画は、折角回遊してきたハタハタを追い払う為に絶大な効果を発揮する計画と云う事が出来るでしょう。したがって、ハタハタ漁の観点からこの風力発電計画は認められません。もしハタハタの漁獲量の推移に就いて、風車の影響ではなく、他に原因があるとお考えならばその根拠とデータをお示し頂きたいと思えます。また、風車が海中に林立した場合の振動や騒音が海中に於いてどれ位の騒音レベルでどの位の範囲の海域で予想され、魚類にどのような影響を与えるのか、お示し頂きたいと思えます。(方法書に示された調査では当該海域の生態の確認は出来ませんが、風車設置に依るハタハタの回遊への影響に関しては何の見解も得られないと思えます。)</p>	
25	<p>(2)風車の騒音・低周波音の影響</p> <p>ご案内の様に国内外で風車の騒音被害が報告されております。南オーストラリアのウォータールーでは風車群から3キロほど離れた町で風車の騒音被害で殆どゴースタウンとなり、ニワトリが黄身の無い白身だけの卵を生むようになった事例等がテレビ中継され、ユーチューブにも載った為(2012年11月)、各地で反対運動が起きています。また、伊豆半島・三重の青山高原・南あわじその他の既に設置されている地域でも健康被害が出て、中には住民自治体と事業者で協議のうえ夜間は風車を止めるなどの協定を結んでいる所もあるようです。最近では鳥海山麓にソフトバンクの子会社が10基の風車を設置する計画でしたが住民の反対で中止となっています。本町には現在、ボンポコ山からゴルフ場以南の海岸線に7基の風車が設置中で、さらに別計画ではその北側から水沢川の海岸線に7基、更にはボンポコ山以南の海岸線にも風</p>	<p>騒音及び低周波音による影響については、まずは現況を把握した上で予測、評価を行い、結果を踏まえて可能な限り影響を回避又は低減できる配置を慎重に検討いたします。</p> <p>累積的な影響については、他事業者との情報共有に努め、事業の実施による累積的な影響を回避、低減するよう努めます。</p> <p>また、稼働後には事後調査を実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を講じます。</p>

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	<p>車が設置される予定もあります。水沢地区ではこれらの風車群から住宅までの距離は 500m 程ですので、第二のウォートルーになるのではないかと危惧している所です。これらの風車が稼働して騒音被害が発生した場合には当然何らかの対策が取られると思われませんが。その場合、更に風上である当計画の風車の設置は認められなくなります。このような状況になる可能性は大いに考えられますので、この計画はリスクが大き過ぎる様に思われます。計画を断念する方が賢明と思います。</p> <p>尚、計画地域を陸地から相当の距離をおけば、現在建設されている風車の影響と合算される恐れはなくなります。騒音の観点からは沖合 20km 程度まで離す計画に変更する必要があります。また、景観の観点からは 200m の高さのものが見えなくなる、ベルギー基準の沖合 50km まで離す必要があります。ただ、ハタハタの回遊ルートへの影響を考えますと、ドイツ基準の沖合 100km まで離す必要があるとかがえます。いずれにせよ、計画は断念されるほうが宜しいかと思えます。</p>	
26	<p>(3) 事業展開と風景の破壊について</p> <p>風力発電の風車による環境影響は景観に於いて大きな影響を与えます。秋田県は自然が多く美しい地域です。県のホームページのタイトルが“美の国”と名乗っているほどです。近年は風の王国と称してやたら風車を建設していますので、全県で殺伐とした風景になっています。八峰町は後ろに白神山地を配し美しい海岸が県立自然公園に指定されています。遠くに男鹿半島を望む風景は素晴らしいですが、それを林立する風車群が遮ってしまう事になります。これでは観光に来る人は皆無になるでしょう。</p> <p>環境省では、平成 28 年 11 月に、“風力発電施設から発生する騒音等の評価法に関する検討会”から、騒音等の対応についてのレポートが出されております。ここでは“アノイアンス”（わずらわしさ）と云うわけのわからない言葉を出してきて、煩わしさは感ずるが健康被害は無いという始末で、健康被害は見られないという論文を列挙しております。しかし、風車の騒音トラブルが多くなり、こういう誤魔化しが通用しなくなっているため。平成 30 年 3 月に環境省は“風力発電に関する地方公共団体によるゾーニングマニュアル”を発表しております。その前書きでは、調査した風車の約 4 割で騒音トラブルが発生していることを示しています。そして地方公共団体に於いて、こうしたトラブルが発生しない様に風車の設置可能な地域を指定して、いわゆる住み分けをするように求めています。</p> <p>本海域は国から指定されれば、ゾーニングにより排除されるという事は無いでしょうが、協議会で漁協の理解が得られなかったり、町長から住民の理解が得られない等の反対がある可能性もあります。また、他社との競合も大きなリスクと思われしますので、計画は断念された方が賢明と思います。</p>	<p>今後の詳細設計においては、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、可能な限り景観の影響を回避又は低減できる配置を検討いたします。</p> <p>騒音についても、調査、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>また、事業の説明会や漁業関係者様への個別説明等の機会を通して、地域の皆様のご意見を賜り、事業についてのご理解を得ながら進めていきたいと考えております。</p>

## (意見書 11)

No.	意見	事業者の見解
27	<p>■1.コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1～2頭程度と、繁殖力が極めて低い。そのため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。益獣が減れば住民に不利益が生じる。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p>	<p>国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、環境保全措置についても検討され始めた段階です。御指摘を踏まえ、今後も最新の知見を収集し、環境保全措置を検討いたします。</p>
28	<p>■2.コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか。日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか。</p>	<p>現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に環境影響を予測及び評価します。その過程では、重要種に限らずコウモリ類に効果のある環境保全措置についても併せて検討いたします。</p>
29	<p>■3.コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業者も必ず実施して頂きたい。</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置については、効果の有無等について知見の収集に努め、ご意見の内容も含めて検討します。</p>
30	<p>■4. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010</p>	
31	<p>■5.コウモリ類の保全措置について</p> <p>本事業者「日本風力開発株式会社」及び委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。</p>	
32	<p>■6. 音声モニタリング調査の期間について</p> <p>「コウモリ類の音声モニタリング調査の期間を「春～秋季」としているが、曖昧である。専門家ヒアリングを踏まえた具体的な月数を述べること。</p>	<p>専門家ヒアリングの結果をふまえて、5月～10月までの期間で実施いたします。</p>
33	<p>■7.「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立され</p>	<p>環境影響評価方法書に示した調査、予測及び評価の手法は発電所アセス省令に示される選</p>

(表は次のページに続く)

(表は次のページに続く)

	<p>ている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と考えている場合は、環境影響評価法第十一条第 2 項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。</p> <p>これらについては、今後、審査過程で技術的な助言等を受けることとなり、その結果に基づき経済産業大臣勧告が発出されます。事業者としては、勧告の内容を勘案し、以降の調査、予測及び評価における対応を検討しますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第 11 条第 2 項に従い、技術的な助言を求めます。</p> <p>なお、今後も、国内のコウモリ類の専門家等へのヒアリングを行った上で、最新の知見を含めて、調査、予測及び評価を実施いたします。</p>
34	<p>■8. コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査すべきである。</p>	<p>グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査いたします。</p>
35	<p>■9. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントに再度指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。 事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップをしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年）に記載されている以下の内容が相当すると認識しております。</p> <p>回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p> <p>引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない最善の保全措置について検討いたします。</p>
36	<p>■10. 回避措置（ライトアップアップの不適用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響を低減いたします。</p>
37	<p>■11. 回避措置（ライトアップアップの不適用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これはまぎれもない事実である。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。</p>	<p>ライトアップの不適用については影響の低減をはかるための環境保全措置のひとつであると考えております。この他の環境保全措置については現地調査結果や有識者の助言、最新の国内での知見なども踏まえ、検討いたします。</p> <p>陸上ではライトアップを行うこともまれにありますが、海上の場合、照明設備の設置場所</p>

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が大量に発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	の問題もあり、設置は考えておりません。
38	<p>■12. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	引き続き、国内外における最新の知見や実例を収集し、対応を検討いたします。
39	<p>■13 コウモリ類の保全措置（低減措置）について</p> <p>コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけ上げれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか。</p>	コウモリ類の環境保全措置については、効果の有無等について知見の収集に努め、ご意見の内容も含めて検討します。
40	<p>■14. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	
41	<p>■15. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	
42	<p>■16. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 3</p> <p>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	
43	<p>■17. バットディテクターによる調査について</p> <p>準備書には使用するバットディテクターの探知可能距離を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知可能距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	バットディテクターの探知距離とマイクの設置方向を確認し、環境影響評価準備書に記載します。

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

44	<p>■18.バットディテクターによる調査地点について</p> <p>バットディテクターによる調査地点が陸上(2か所)のみであるが、洋上(風力発電機設置位置)においても、日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。例えば洋上に停泊させた船、ブイなどにも自動録音バットディテクターの設置は可能である。</p>	<p>ご提案の内容を踏まえ、海上における調査の実施可否を検討いたします。</p>
45	<p>■19. バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>バットディテクターによる調査はご意見のとおり日没1時間前から、日の出1時間後まで録音いたします。</p>
46	<p>■20. コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけな。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少し上げれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、引き続き最新の知見の収集を行い、環境保全措置を検討いたします。</p>
47	<p>■21. 事後調査は信用できない</p> <p>コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。「漂着死骸調査」など信用に値しない。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、引き続き最新の知見の収集を行い、事後調査の手法を検討いたします。</p>
48	<p>■22. 事後調査でサーモグラフィカメラによる調査を行うこと</p> <p>コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。よって、コウモリ類の事後調査は、ナセル高における自動録音バットディテクター調査に加えて、サーモグラフィカメラを使用した調査を行うこと。</p>	<p>ご提案の内容も含め、事後調査の手法について検討いたします。</p>
49	<p>■23.意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>ご意見については、要約せず全文を公開いたします。</p>

(意見書 12)

No.	意見	事業者の見解
50	<p>1.PI7 において、本事業のほとんどが他事業と重複しており、方法書においては累積影響の予測評価が可能な調査手法について記載する必要がある。</p>	<p>対象事業実施区域を含む海域に複数の事業計画が重複していますが、当該海域にて最終的に実施できる事業は今後実施される予定の公募により一つになることが想定されることから、現段階では累積影響の予測、評価は必要ないものと考えています。</p>
51	<p>2.事業者は配慮書の段階(P289)で「洋上におけるコウモリ類の飛翔状況」の調査を実施し、「重大な影響を回避または低減できる」と述べているが、本方法書における手法では洋上を飛翔しているコウモリ類の動的状態を把握することはできない。本方法書で示された手法のみでどれだけの回避または低減ができるのか示すこと。</p>	<p>専門家から「洋上風力は陸上風力に比べ、影響は小さい。欧州では陸域から 200m離す指針があるが、今回の計画では大きくクリアしている。」とコメントをいただいていること、コウモリ類の調査地点については、方法書に記載のとおり、対象事業実施区域の北端及び南端の風況観測等の設置を2箇所を実施</p>

(表は次のページに続く)



(表は前のページの続き)

52	3.P350に示された音声モニタリング2地点で、配慮書で述べた「洋上におけるコウモリ類の飛翔状況」を把握するはできない。コウモリ類の超音波音声は1km以上も届くとは思えない。事業者等が把握できるとした科学的根拠を示すこと。	します。北端は白神山地、南端は男鹿半島に近く、山地や海上を通過する種群を把握できるものと考えます。一方で、洋上を飛翔するコウモリの動態を把握するにあたっては、船上からのセンサスが有効であることから、船舶利用のご協力をいただく漁協などの関係機関と協議しながら、検討いたします。
53	4.洋上プラットフォーム等がない海域において、洋上を飛翔するコウモリ類の動態を把握するには、今のところ調査頻度の高い「船上からの音声センサス」しか方法はない。事業者等はなぜこの手法を選択しないのか理由を述べる。ヒアリングを行った専門家の意見は海外文献の丸写しで、技術的アドバイスになっていない。	
54	5.今後は別のコウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、P289(配慮書段階)で述べた「洋上におけるコウモリ類の飛翔状況」を把握するための確実な調査手法を用い、さらにコウモリ類調査の十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要がある。	秋田県内のコウモリ類について十分な知識とご経験をお持ちの専門家にヒアリングを実施しましたが、複数の専門家に意見を聴取することを検討いたします。

(意見書 13)

No.	意見	事業者の見解
55	<p>(1) 風力発電機の位置、規模、配置及び構造並びに工事の規模及び工法等が確定していないことから、環境影響が及ぶ範囲を限定せず、広範囲に及ぶ可能性を勘案し、必要に応じて調査・予測地点や調査時期を追加するよう更に検討すること。</p> <p>(例えば、方法書では調査地点又は調査時期として選定されていない「海上フェリーからの景観」、「はまなす展望台等から日本海に沈む夕日を望む時間帯の眺望景観」、「可視領域内の最寄り住居等における騒音」、「米代川河口沖中央の水中音」なども検討されたい。)</p> <p>なお、追加しないと判断した場合には、その検討結果を詳細に準備書に記載すること。</p>	<p>方法書において記載した調査地点につきましては、対象事業実施区域内に万遍なく風力発電機が並んだ場合を想定して設定しておりますため、位置、規模等が確定していないことに対する不足はないものと考えておりますが、審査状況や最新の知見等も踏まえ、必要に応じて予測地点や調査時期を追加することも検討いたします。</p> <p>追加しない場合には、その検討結果を準備書に記載いたします。</p>
56	<p>(2) 計画中の風力発電事業については、互いの事業諸元を確実に共有し、極力予測に不確実性が生ずることのないよう努めること。</p> <p>また、国内外の類似事例を集積し、必要に応じて予測及び評価に反映すること。</p> <p>なお、事業諸元の共有化が実現できなかった場合には、その理由を準備書において明らかにするとともに、共有されなかったことにより予測の不確実性が大きいことから、複合的な環境影響について複数事業者による合同の事後調査の実施を検討すること。</p>	<p>計画中の他事業については、他事業者との情報共有に努め、国内外の類似事例を集積し、必要に応じて予測及び評価に反映いたします。</p> <p>事業諸元の共有化が実現できなかった場合には、その理由を準備書に記載いたします。</p> <p>本事業における事後調査において影響が生じた場合には、必要に応じて他事業者とも共有しつつ、対策を講じて参ります。</p>
57	<p>(3) 本事業の実施により環境負荷の増大や不可逆的な変化などネガティブな影響が懸念される一方で、風力発電機基礎の存在による蛸集効果や、新たな観光資源の創出、温室効果ガス削減への寄与などポジティブな影響が期待される。</p> <p>このため、準備書においては本事業の実施によるポジティブな影響とネガティブな影響を整理するとともに、国内外の先行事例を参考に、ポジティブな影響についても可能な限り定量的又は定性的に予測及び評価することを検討し、本事業の有用性を示すこと。</p>	<p>ポジティブな影響についても整理を行い、地元との調整に努めて参ります。ポジティブな影響に関しては、本事業の有用性の観点から可能な限り準備書に記載することを検討いたします。</p>

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

58	(4) 今後実施される準備書に関する住民説明会や漁業関係者等との協議・調整に当たっては、準備書に記載されない詳細な調査結果や、それに基づく予測の過程を開示することにより客観性や透明性を確保するよう努めるとともに、出された意見等には真摯に対応すること。また、住民説明会等の質疑応答の記録を準備書に記載すること。	方法書に則って実施する調査については、基本的に全て準備書に記載いたします。また、住民説明会の場においてもご意見をお持ちの方は意見書を提出していただくようご案内しており、意見書に反映されているものと考えております。書面で提出された意見以外についても、必要に応じて個別に対応して参ります。
----	--	--

○日刊新聞紙における公告

秋田魁新報、北羽新報（令和元年9月2日（月））

**お知らせ**

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)秋田洋上風力発電事業  
環境影響評価方法書を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 日本風力開発株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 塚脇 正幸  
事務所の所在地 東京都千代田区内幸町一丁目一番八号

二、対象事業の名称 (仮称)秋田洋上風力発電事業  
種類 風力発電所設置事業  
規模 発電設備出力 最大七十一万二千キロワット

三、対象事業実施区域 秋田県山本郡八峰町、能代市、山本郡三種町  
及び男鹿市の沿岸域及び沖合

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
秋田県山本郡八峰町、能代市、山本郡三種町、  
男鹿市及び南秋田郡大湯村

五、縦覧の場所・時間  
八峰町役場 企画財政課  
能代市役所 本庁舎行政情報コーナー  
三種町役場 本庁舎一階  
男鹿市役所 本庁舎企画政策課及び若美支所  
大湯村役場 環境エネルギー室  
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時  
電子縦覧 <http://www.jwd.co.jp/akta/>  
期間 令和元年九月二日(月)から  
令和元年十月二日(水)まで

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの  
方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入  
のうえ、令和元年十月十六日(水)までに縦覧場所に備え付  
けておられます意見書箱にご投函くださるか、左記の問い合  
わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

- 一、若美農業者トレーニングセンター 研修室兼食堂  
(秋田県男鹿市野石字大湯沢下、一四八)  
開催日時 九月十一日(水)十四時から
- 二、若美コミュニティセンター 大会議室  
(秋田県男鹿市角間崎字家ノ下五四)  
開催日時 九月十一日(水)十八時から
- 三、八竜農村環境改善センター 多目的ホール  
(秋田県山本郡三種町鶴川字西本田二)  
開催日時 九月十二日(木)十八時から
- 四、能代山本広域交流センター 第一研修室  
(秋田県能代市字海詠坂三二)  
開催日時 九月十三日(金)十八時から
- 五、ファガス文化ホール(秋田県山本郡八峰町八森字中浜 一九六一)  
開催日時 九月十四日(土)十時から
- 六、峰栄館 大会議室(秋田県山本郡八峰町峰浜田中字野田沢二〇一)  
開催日時 九月十四日(土)十五時から
- 七、大湯村公民館 大会議室(秋田県南秋田郡大湯村中央 一、二二)  
開催日時 九月二十五日(水)十八時三十分から
- 八、問い合わせ先 日本風力開発株式会社 テレ・〇〇〇〇〇二一  
東京都千代田区内幸町一丁目一番八号NTT日比谷ビル九階  
電話 〇三(三五一)九七四八一 (担当)長谷川



○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報のしろ (お知らせ版) 令和元年 8 月 25 日発行 (第 308 号)



**あきた白神ツーリズム  
ロゴマークを決定しました**



**Akita Shirakami Tourism**

※実際のカラー作品は  
ホームページ (<https://akita-shirakami.com>)  
でご覧いただけます。

一般社団法人あきた白神ツーリズムは、先に公募していた同法人のロゴマークのデザインを決定しました。

決定したデザインは、チリ在住のMiss.Isabel Margarita Retamales Figueroa(イザベル)さんから応募された作品です。

イザベルさんはこの作品について、あきた白神エリアの自然からブナをはじめとする木々の姿と色彩を取り出し、大自然に抱かれることで得られるリラックスしたイメージを表現したとのことでした。

なお、今回の募集では、国内のほか、チリとイギリスの82人から、延べ154作品の応募があり同法人の審査会を経てイザベルさんの作品に決定しました。

あきた白神ツーリズムは、あきた白神エリア(能代市、藤里町、三種町、八峰町)で、主に外国人観光客の誘致を目的に設立された地域連携DMOです。

問合せ あきた白神ツーリズム ☎74-7115

**(仮称)秋田洋上風力発電事業  
環境影響評価方法書の  
縦覧と説明会について**

日本風力開発㈱が、能代市八峰町、三種町などの沖合で計画している風力発電事業の環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法を定めた環境影響評価方法書の縦覧と説明会を開催します。

**縦覧日時**  
9月2日(月)～10月2日(休)  
午前8時30分～午後5時15分  
(閉庁日除く)

**縦覧場所** 市役所本庁舎行政情報コーナー、方法書はホ

ホームページ (<http://www.mtdco.jp/akita>) をご覧ください。

**説明会日時** 9月13日(金)  
午後6時～7時30分(こ

**説明会場所** 能代山本広域交流センター

**意見受付** 10月16日(水)まで縦覧場所に備える意見書箱に投函するか、郵送で

**問合せ** 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-6 NT T日比谷ビル9階 日本風力開発㈱ 担当…長谷川 ☎03-3519-7481

**中小企業経営者の皆さんへ  
受動喫煙防止対策の  
助成金を活用してください**

健康増進法の一部改正により、来年4月1日から原則屋内での禁煙が義務化されます。厚生労働省では職場での受動喫煙防止対策として、事業所内の喫煙専用室などの設置費用を助成します。詳しくはお問い合わせください。

**助成率** 設置費用の1/2  
(飲食店2/3)

**助成額** 上限100万円

**問合せ** 秋田労働局健康安全課 ☎018-862-6683

**きみまちニツ井マラソン  
ランナー申し込み期限迫る!**

申込期限 9月6日(金)(当日の消印有効)

マラソン開催日  
**10月20日(日)**

種目 ベア(4km)/4km/10km / ハーフ

スタート・ゴール ニツ井町総合体育館前

費用 一般 3,000円  
高校生以下 1,000円  
※記録簿をご希望の方は500円加算



**ゲストランナー**  
シドニーオリンピック  
女子マラソン金メダル  
高橋尚子さん

詳しくはこちら きみまちニツ井マラソン事務局  
(生涯学習・スポーツ振興課内) ☎73-3221  
<http://kimimachim.wehfc2.com/>

**のしろ白神ネットワーク  
木製防護柵塗装イベントの  
参加者を募集します**

国道7号能代バイパスの木製横断防止柵の耐久性と景観向上のため、ボランティアの皆さんの協力による塗り替えを行います。どなたでも参加できます。親子での参加も可能です。

参加者には参加記念ネーム入り秋田杉コースターをプレゼントします。

**日時** 9月28日(土)  
集合 午前9時30分  
作業 午前10時～正午

集合場所 黒松ハウス (南陽崎)

募集人数 20人(先着順)

申し込み 9月13日(金)までに  
電話やEメール ([chika@vaki.jp](mailto:chika@vaki.jp)) で  
問合せ 県立大学木材高度加工研究所 ☎52-6900






○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報みたね 令和元年9月 (No.162)

## インフォメーション



**（仮称）秋田洋上風力発電事業 環境影響評価方法書**

日本風力開発株式会社  
が、秋田県山本郡八幡町、能代市、山本郡三種町および男鹿市の沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧いたします。

また、事業および方法書の内容についての説明会を次の通り開催いたします。

- 縦覧書類  
(仮称) 秋田洋上風力発電事業 環境影響評価方法書
- 縦覧場所  
三種町役場 本庁舎1階
- 縦覧期間  
9月2日～10月2日  
平日8時30分～17時15分  
縦覧書箱は縦覧開始日から5月10月16日まで設置
- 電子縦覧ホームページ  
(<http://www.jwd.co.jp/akta>)

●意見書の受付  
環境の保全の見地からのご意見をもちょうの方は、意見書に氏名、住所および意見を記入の上、精切のうえに意見書箱にご投函頂くか、以下の問い合わせ先への郵送により受付いたします。

※意見書および意見書箱は縦覧場所を設置してありません。

また、意見書は当社ホームページ上のダウンロードが可能です。

- 締切日 10月16日
- 郵送の場合は、当日消印有効
- 環境影響評価方法書に関する説明会
  - 日時 9月12日 18時～
  - 1時間半程度
  - 場所 八電改善センター 多目的ホール
  - 秋田県山本郡三種町錦川字西本田2番地
  - 問い合わせ先：
    - T100100011
    - 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号 NTT日比谷ビル9階
    - 日本風力開発株式会社
    - 担当 長谷川
    - (☎03-3519-1748)

●意見書の受付  
環境の保全の見地からのご意見をもちょうの方は、意見書に氏名、住所および意見を記入の上、精切のうえに意見書箱にご投函頂くか、以下の問い合わせ先への郵送により受付いたします。

※意見書および意見書箱は縦覧場所を設置してありません。

また、意見書は当社ホームページ上のダウンロードが可能です。

- 締切日 10月16日
- 郵送の場合は、当日消印有効
- 環境影響評価方法書に関する説明会
  - 日時 9月12日 18時～
  - 1時間半程度
  - 場所 八電改善センター 多目的ホール
  - 秋田県山本郡三種町錦川字西本田2番地
  - 問い合わせ先：
    - T100100011
    - 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号 NTT日比谷ビル9階
    - 日本風力開発株式会社
    - 担当 長谷川
    - (☎03-3519-1748)

参加できる対象者です。

- 対象教室  
9月28日 13時～16時
- ※9月の休館  
2、9、17、24、30日  
問い合わせ先：
  - 高齢者交流センターおとせ苑 (☎58-5295)

テレビの視聴に関する受信障害対策

携帯電話の新しい電波利用に伴い、テレビ映像に影響があるおそれがある家庭を対象にチラシを配布します。電波発射日以降に影響が出た場合は（一社）700MHz（メガヘルツ）利用推進協会が無償で回復作業を行いますので、左記までご連絡ください。

- 試験電波発射予定日 9月19日以降
- 障害が出た場合の連絡先：700MHzテレビ受信障害対策コールセンター (☎12017001012 または、☎66013786 10700) (有料)
- 受付時間 9時～22時まで（土日祝日および年末年始を除く）

9、10、15日 ※いずれも7時45分から5時間程度の講義

- ところ 秋田県社会福祉会館 9階会議室
- 対象 介護未経験者で就労意欲のある中高齢者のうち、社会貢献活動や介護現場における就労に興味のある方や短時間勤務を希望する方
- 内容 入門的研修（5日間）職場体験（2日間）交流会（1日間）
- 問い合わせ先：秋田県社会福祉協議会 (☎018-8641316)

公共職業訓練11月期生を募集します

- 訓練科（定員）
  - ①金属加工技術科（10人）
  - ②住リリフォームデザイン科（15人）
- 訓練期間 11月1日～翌年4月28日（6か月）
- 訓練時間 9時20分～15時40分
- 会場 会場
- ポリテクセンター秋田（海上市）
- 募集期間 9月2日～27日まで
- 受講料 無料
- 問い合わせ先：秋田職業能力開発促進センター（ポリテクセンター秋田）訓練課 受講者第一係 (☎018-873-1317)

マナーからルールへ！

2020年4月1日から原則屋内は禁煙が義務付けられます。

- ※「喫煙専用室」や「経営規模が小さい飲食店」における「喫煙可能室」を除く屋内（事業所、工場、営業所）は禁煙となります。
- ※中小企業の事業主が、喫煙専用室、屋外喫煙所、換気装置等の設置などの対策を行う場合には、100万円を上限として、飲食店を営んでいる事業所は費用の3分の2を、それ以外の事業所は費用の2分の1を助成する受動喫煙防止対策助成金制度があります。
- ※詳しくは秋田労働局健康安全課 (☎018-886216683) までご相談ください。

「おきりめないで」全国「斉集育賢相談会」

秋田県青年司法書士会と全国青年司法書士協議会では、養育費に関する電話相談会を開催します。

- ところ 9月7日 10時～16時
- 相談電話番号 (☎0120-15671301)
- ※相談は無料です。
- 問い合わせ先：
  - 担当 佐藤知美 (☎018-827-13227)

# 9/23

虹のホール

みどりの会会員様無料/会員以外の方500円 当日ご入会の方お品返還

## クオーレのしる

# 人形供養祭

皆様が大切にされてきた人形やぬいぐるみのご供養をいたします

10:00～14:00

人形受付 10:00～10:30

人形供養 10:45～11:15

11:45～ 能代超新星ポップスオーケストラ

- > キッズコーナー
- > 屋台村・販売コーナー
- > ボディシャワー実演

会員限定 ちれなく当る!! くりけ

にこここ 撮影写真展

広告 カナチではない価値 (株)JA山本葬祭センター 虹のホールクオーレ TEL. 54-3004

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報おが 令和元年 9 月号 (No.198)

## くらしの備報

### チェーンソー特別教育 講習者のための補講計画

「伐木等作業に係る労働安全衛生規則」の一部改正に伴い、令和 2 年 7 月までに伐木などの業務特別教育の補講を受けないと、同年 8 月よりチェーンソーを用いた伐木などの作業に就くことができなくなります。

このため、林業労災防止協会秋田県支部では、チェーンソー特別教育補講を計画しました。受講期限が短期間である中、受講資格・区分など申込書の確認に時間を要することが想定されるため、お早めにお申し込みください。

【日時】10月28日(月) 1回目 9時30分～12時  
2回目 13時～15時30分

【会場】森林学習交流館「ブラザクリプトン」  
(秋田市河辺戸島字上祭沢38-4)

【申込期限】9月27日(金)

秋田市以外で開催する補講の日程および会場については、材林業労災防止協会秋田県支部のホームページをご覧ください。

(<http://rinsai-akita.la.coocan.jp/tokubetukyouiku.html>)

▶申し込み・問い合わせ／

材林業労災防止協会秋田県支部 佐藤・泉・宮田  
☎018-837-7762

### 受動喫煙防止対策助成金のご案内

令和 2 年 4 月 1 日から原則屋内禁煙が義務化されます。厚生労働省では、職場での受動喫煙防止対策として、中小企業に喫煙専用室などの設置費用を助成しております。ぜひ、ご活用ください。

【助成上限額】100万円

【助成率】2分の1

(飲食店は3分の2)

※詳細は下記へお問い合わせください。

▶問い合わせ／秋田労働局健康安全課  
☎018-862-6683



### 「消防ふれあいひろば」開催のお知らせ

男鹿地区消防署では、下記のとおり「ふれあい広場」を実施します。この機会に、消防の仕事に触れてみませんか。たくさんのご来場をお待ちしています！

【日時】9月15日(日) 10時～12時30分

※雨天時は9月22日(日)に延期

【会場】マックスバリュ男鹿店駐車場

【内容】・消防車両の展示・ミニ消防車&ミニ救急車体験

・救急車や高所放水車の乗車体験

・君も救助隊員に！綱渡り体験

・心肺蘇生法、AED体験 ほか

▶問い合わせ／男鹿地区消防署予防係 ☎23-3119



### 「(仮称) 秋田洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧および説明会の開催について

日本風力開発株式会社が、八峰町～男鹿市の沖合で計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧します。

※事業者ホームページからも閲覧できます。(http://www.jwd.co.jp/akita)

【縦覧期間】9月2日(月)～10月2日(水) 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

【縦覧場所】企画政策課、若美支所

#### ◆意見書の受付

環境の保全の見地からの意見書は、氏名、住所および意見を記入のうえ、意見書箱に投函いただくか、問い合わせ先へ郵送してください。※意見書および意見書箱は縦覧場所に設置しております。また、意見書は事業者ホームページよりダウンロードが可能です。

【締切】10月16日(水) ※郵送の場合は、当日消印有効

#### ◆環境影響評価方法書に関する説明会

事業および方法書の内容についての説明会を以下の通り開催します。

【日時・場所】9月11日(水) 14時～ 若美農業者トレーニングセンター

18時～ 若美コミュニティセンター

▶問い合わせ／日本風力開発株式会社 長谷川 ☎03-3519-7481

〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号 NTT日比谷ビル9階



○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報おおがた 令和元年 9 月号 (No.570)

令和元年 9 月号 

## 産業建設課からのお知らせ

産業建設課 ☎45-3653/FAX 45-2162



### 令和2年度未来農業のフロンティア育成研修生募集します

令和2年4月より2年間、実習や講義を通じて農業経営に必要な知識や技術を習得することができます。1年目は県内各試験場で研修し、2年目からは県内先進農家等で実践的な技術等を身につけることができます。

#### 【研修コース】

研修先	研修コース
農業試験場	作物、野菜、花き
畜産試験場	酪農、肉用牛
果樹試験場	果樹(りんご等)

#### 【応募資格】

- ①農業後継者、または新たに農業を始める方で、農業で自立する意欲の高い方。
- ②研修終了後、確実に県内に就農できる方。
- ③応募時点で年齢が概ね45歳未満の方。

#### 【受付期間】

9月2日(月)～10月11日(金)まで 期間厳守  
※申し込みをお考えの方はお早めにお問い合わせください。

#### 【その他】

- ①募集人数には限りがあります。
- ②書類審査、小論文、面接試験があります。
- ③研修期間中は研修奨励金(年間90万円)または農業次世代人材投資資金(年間150万円)を受給できます。
- ④詳細事項及び募集要項は、大潟村公式HPにも掲載されています。

【申込・問合せ】産業建設課 ☎45-3653

## 環境エネルギー室からのお知らせ

環境エネルギー室 ☎45-2115/FAX 45-2162



### 「仮称」秋田洋上風力発電事業環境影響評価方法書」縦覧及び説明会の開催について

日本風力開発株式会社が、秋田県山本郡八峰町、能代市、山本郡三種町及び男鹿市の沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧いたします。

また、事業及び方法書の内容についての説明会を以下の通り開催いたします。

#### 【縦覧書類】

(仮称)秋田洋上風力発電事業 環境影響評価方法書

#### 【縦覧場所】

大潟村役場(環境エネルギー室カウンター)

#### 【縦覧期間】

9月2日(月)～10月2日(水) 8:30～17:15

意見書箱は縦覧開始日から10月16日(水)まで設置しています。

電子縦覧HP (<http://www.jwd.co.jp/akita>)

#### ●環境影響評価方法書に関する説明会

【日時】9月25日(水) 18:30～ 一時間半程度

【場所】大潟村公民館

#### 【問合せ】

日本風力開発株式会社 担当:長谷川

〒100-0011

東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

NTT日比谷ビル9階

☎03-3519-7481

## 議会事務局からのお知らせ

議会事務局 ☎45-2587/FAX 45-2587



### 議会9月定例会の日程(予定)

令和元年第4回(9月)定例会は以下の日程で行われる予定です。皆様の傍聴をお待ちしております。

【会期】9月11日(水)～20日(金)

【日程】11日:本会議(村政報告・一般質問)

12日:総括質疑、各委員会審査

13～19日:各委員会審査

20日:本会議(委員長報告、提出議案採決)

【備考】議会の日程は8月31日現在の予定です。日程は、状況により変更される場合がありますので、下記への電話又は議会のサイトでご確認ください。

【問合せ】議会事務局 ☎45-2587

総務企画課 ☎45-2111

HP <http://www.ogata.or.jp/gikai/>



(日本風力開発株式会社 環境影響評価ウェブサイト)



企業情報  
事業案内  
当社が開発した発電所  
風力発電について  
お知らせ  
よくあるご質問

## 電子縦覧

トップページ > (仮称) 秋田洋上風力発電事業環境影響評価方法書



---

「(仮称) 秋田洋上風力発電事業環境影響評価方法書」の公告縦覧について

2019年9月2日  
日本風力開発株式会社

環境影響評価法第5条の1に基づき、(仮称) 秋田洋上風力発電事業環境影響評価方法書(以下「方法書」という)並びに同方法書の要約書(以下「要約書」という)を作成しましたので、同法第7条の規定に基づき公告します。

縦覧について	
縦覧期間:	令和元年9月2日(月)から10月2日(水) 土・日・祝日も除く随時
縦覧場所:	・八幡町役場 企画財政課 ・能代市役所 市庁舎行政情報コーナー ・三種町役場 市庁舎一階 ・男鹿市役所 市庁舎企画政策課及び若夫支所 ・大浜村役場 環境エネルギー室

意見書の提出について	
意見書提出方法:	縦覧場所に設置の意見書箱へ投入いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください
意見書提出期間:	令和元年9月2日(月)から10月16日(水)
意見書様式:	ご意見用紙のダウンロードはこちら

方法書の内容

- 第0章 表示と目次 [📄](#)
- 第1章 事業者の準備等 [📄](#)
- 第2章 事業計画 [📄](#)
- 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概要
  - 3.1 自然状況 [📄](#)
  - 3.2 社会状況 [📄](#)
- 第4章 調査、予測、評価の結果 [📄](#)
- 第5章 配慮書に対する大綱の意見 [📄](#)
- 第6章 調査、予測、評価の手法 [📄](#)
- 第7章 その他環境法令で定める事項 [📄](#)
- 第8章 委託先 [📄](#)
- 方法書(要約書) [📄](#)
- ご意見用紙のダウンロードはこちら

---

**お問い合わせ先**  
日本風力開発株式会社

担 当：長谷川  
住 所：〒100-0011 東京都千代田区千代田1-1-6 NTT日比谷ビル9F  
電 話：03-3519-7481  
営業時間：平日9時30分～17時30分

---

**注意事項**

※なお、印刷及びダウンロードはできません。  
・方法書の著作権は事業者が所有しています。  
・「私的利用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反に当たる場合がありますのでご留意ください。  
※本方法書及び要約書は、Internet Explorer及びAdobe Acrobat(正読高)でのみウェブ上で閲覧可能となっておりますので、ご注意ください。  
※PDFファイルもウェブ上で表示せず、自動的に一時ファイルにダウンロードして表示する設定になっている場合は、次の操作で変更可能です。  
①Internet Explorerを開き、ツール/アドオンの管理を選択します。  
②「アドオンの種類」で、「ツールバーと拡張機能」を選択します。  
③表示メニューの「すべてのアドオン」を選択します。  
④アドオンのリストで、「Adobe PDF Reader」を選択します。  
⑤「有効にする」をマウスクリックすると、Internet ExplorerでPDFを開くためのアドオンとしてAdobe PDF Readerの設定もされます。

---



イデム  
環境ソリューションズ  
サービス株式会社



イデム  
環境ソリューションズ  
株式会社



みんなで作る  
環境を未来につなぐ  
Green Energy Partnership



みんなで作る  
環境を未来につなぐ  
Green Energy Partnership

個人情報保護 | サイトマップ Copyright(C) Japan Wind Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

Japanese

🔍 お問い合わせ

○インターネットによる「お知らせ」

(秋田県のウェブサイト)

(仮称) 秋田洋上風力発電事業

2019年09月02日 | コンテンツ番号 40268

(仮称) 秋田洋上風力発電事業に係る環境影響評価の概要

項目名	内容	
事業名	(仮称) 秋田洋上風力発電事業	
事業者	日本風力開発株式会社	
事業の種類	風力発電所の設置 (洋上)	
対象法令等	環境影響評価法	
事業実施場所	秋田県山本郡八峰町、能代市、山本郡三種町、男鹿市の沿岸域および沖合	
関係地域	能代市、男鹿市、三種町、八峰町、大湯村	
事業の規模	出力 最大150.1万kW	
配慮書	公表日	平成31年2月26日
	縦覧期間	平成31年2月26日～3月28日
	縦覧場所	八峰町役場 企画財政課 能代市役所 本庁舎行政情報コーナー 三種町役場 本庁舎1階 男鹿市役所 本庁舎企画政策課及び若美支所 大湯村役場 環境エネルギー室
	インターネットによる公表	<a href="#">事業者ウェブサイト</a>
	意見提出期限	平成31年3月28日 (当日消印有効)
	知事意見	令和元年5月8日
	方法書	公告日
縦覧期間		令和元年9月2日～10月2日
縦覧場所		八峰町役場 企画財政課 能代市役所 本庁舎行政情報コーナー 三種町役場 本庁舎1階 男鹿市役所 本庁舎企画政策課及び若美支所 大湯村役場 環境エネルギー室
説明会の場所・日時		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男鹿市 日時 令和元年9月11日 14時～ 場所 若美農業者トレーニングセンター 研修室兼食堂 (男鹿市野石字大湯沢下1-48)</li> <li>日時 令和元年9月11日 18時～ 場所 若美コミュニティーセンター 大会議室 (男鹿市角間崎字家ノ下54)</li> <li>・三種町 日時 令和元年9月12日 18時～ 場所 八竜農村環境改善センター 多目的ホール (三種町鶴川字西本田2)</li> <li>・能代市 日時 令和元年9月13日 18時～ 場所 能代山本広域交流センター 第1研修室 (能代市字海跡坂3-2)</li> <li>・八峰町 日時 令和元年9月14日 10時～ 場所 ファガス文化ホール (八峰町八森字中兵196-1)</li> <li>日時 令和元年9月14日 15時～ 場所 峰栄館 大会議室 (八峰町峰浜田中字野田沢20-1)</li> <li>・大湯村 日時 令和元年9月25日 18時30分～ 場所 大湯村公民館 大集会室 (大湯村中央1-21)</li> </ul>
インターネットによる公表		<a href="#">事業者ウェブサイト</a>
意見提出期限		令和元年10月16日 (当日消印有効)
意見数		
知事意見		

○ご意見記入用紙

「(仮称) 秋田洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見用紙

ご住所 \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。


注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。  
2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。